

福祉委員活動のてびき

あなたのまちの
福祉委員さん



思いやり 支えあい みんなで築く 福祉の輪

社会福祉法人 瀬戸内市社会福祉協議会

あなたのまちの
福祉委員さん

もくじ

- (1) 社会福祉協議会とは・社協活動の原則・・・1
- (2) 福祉委員とは・地区社協とは・・・・・・・・・・2
- (3) 社会福祉協議会組織図・・・・・・・・・・・・・・3
- (4) 福祉委員の役割・見守り・・・・・・・・・・・・・・4
 - 福祉委員の役割 ①みつける・・・・・・・・・・・・5
 - 福祉委員の役割 ②しらせる・・・・・・・・・・・・6
 - 福祉委員の役割 ③つながる・・・・・・・・・・・・7
 - 福祉委員の役割 ④ひろめる・・・・・・・・・・・・8
 - 福祉委員の役割 ⑤ささえあう・・・・・・・・・・・・9
- (5) 福祉委員の心構え ～6か条～・・・・・・・・・・10
- (6) 瀬戸内市社協の活動紹介！・・・・・・・・・・・・11
- (7) 福祉委員活動に関するQ&A・・・・・・・・・・・・12
- (8) 社協の相談窓口一覧・・・・・・・・・・・・・・13

社会福祉協議会（社協）とは

**民生・児童委員、福祉委員等、市民の皆様の協力を得て
総合的な相談・支援体制づくりに取り組んでいます。**

社会福祉協議会は、略して社協（しゃきょう）と呼ばれ、社会福祉法 109 条に基づき、地域福祉の推進役として、地域の住民やボランティア、福祉・保健などの関係者、行政機関等と連携して活動する民間の福祉組織です。

我が国は、すべての人が役割をもちながら、主体的に地域社会に参加し、共に支え合う「地域共生社会」の実現を目指しています。本会もその実現に向けて令和 4 年 2 月に「第 4 期地域福祉活動計画」を策定し、福祉委員さんをはじめ、広く市民の皆さまの協力を得て推進する事業を通じて、地域福祉・ボランティアへの関心を高めたり、活動に参加していただくための、各種の取り組みを行っています。

社協活動の 5 つの原則

① 住民ニーズ基本の原則

広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、住民ニーズに基づく活動を基本に進めています。

② 住民活動主体の原則

地域福祉への関心を高め、住民の主体的な取り組みを基礎とした活動をすすめます。

③ 民間性の原則

民間組織としての特性を生かし、住民ニーズ、地域福祉課題に速やかに対応して柔軟な活動をすすめます。

④ 公私協働の原則

行政、民間の社会福祉及び保健・医療・教育・労働等の関係機関・団体、住民等の協働の役割分担により計画的かつ総合的に活動をすすめます。

⑤ 専門性の原則

住民の福祉活動の組織化・ニーズ把握調査、地域福祉活動の計画づくりなど、福祉の専門性を活かし、活動をすすめています。

福祉委員とは

身近な地域における「地域のアンテナ役」です

福祉委員とは



「福祉委員」とは、民生委員児童委員・瀬戸内市社会福祉協議会などの関係者・専門職員と連携しながら、近隣住民に働きかけ、一緒になって発見した福祉の困りごとの解決に向けて取り組む地域のボランティアです。瀬戸内市では、ひとりでも多くの方に福祉活動に関わっていただくことが大切だと考えていますので、おおむね30世帯に一人の割合でお願いし、瀬戸内市社協会長が委嘱します。任期は2年で再任は妨げません。

地区社会福祉協議会（地区社協）とは

「誰もが安心して共に暮らせる福祉のまちづくり」を目指す地元住民主体の活動組織団体です。

地域の問題を解決しようとしても、公的なサービスだけではすべて解決することはできない時代であるとともに、一人ではできることも限られてきます。

「地区社協」とは、地域の住民同士が、自分たちが住んでいる地域の福祉課題や困りごとを関係機関や専門機関と連携・協働しながら解決に向けて協議する組織です。

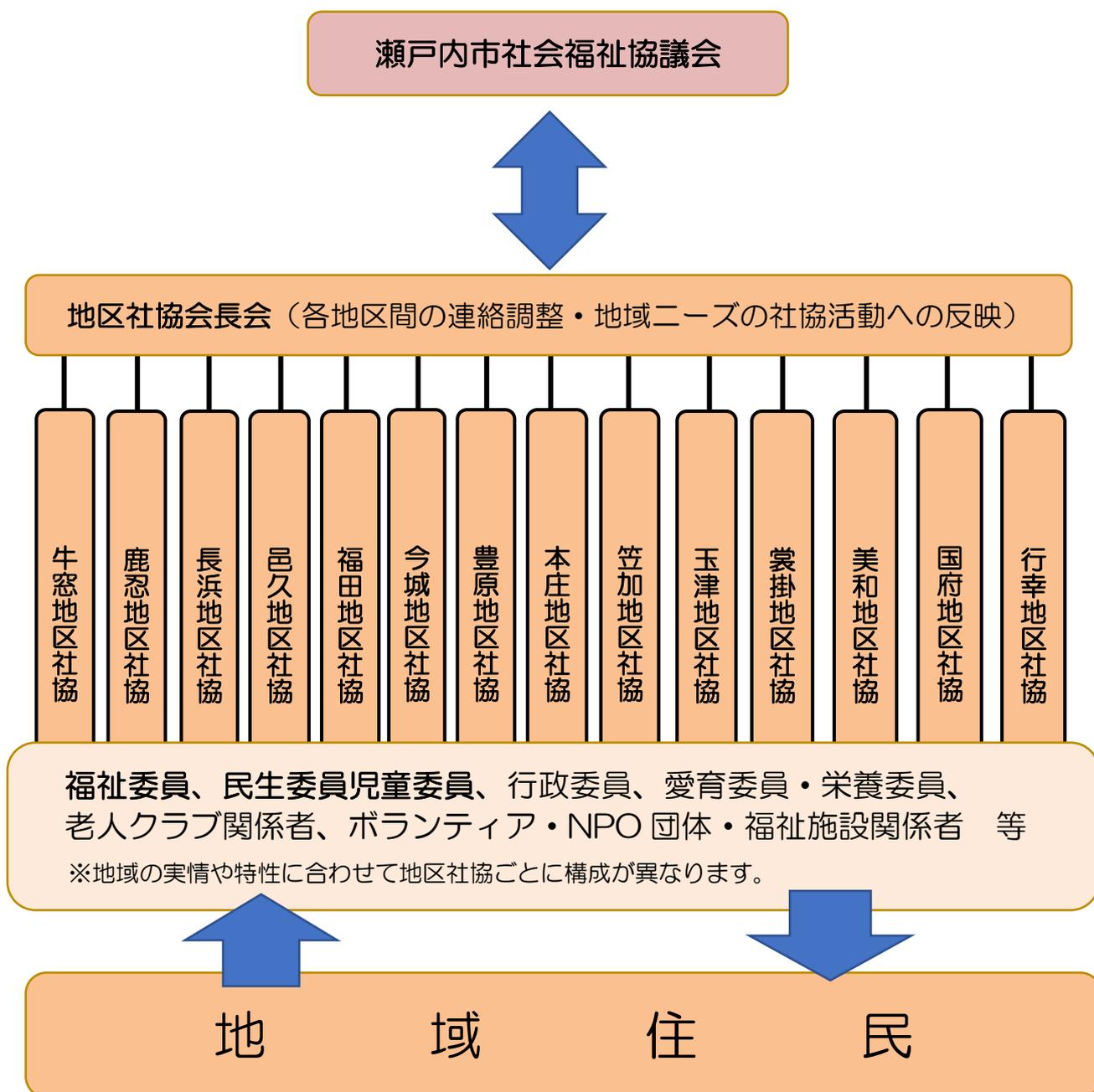
地区社協とは



～・地区社会福祉協議会は市内14地区に14団体あります～

牛窓地区社会福祉協議会・鹿忍地区社会福祉協議会・長浜地区社会福祉協議会
邑久地区社会福祉協議会・福田地区社会福祉協議会・今城地区社会福祉協議会
豊原地区社会福祉協議会・本庄地区社会福祉協議会・笠加地区社会福祉協議会
玉津地区社会福祉協議会・裳掛地区社会福祉協議会
美和地区社会福祉協議会・国府地区社会福祉協議会・行幸地区社会福祉協議会

《社会福祉協議会 組織図》



社協は、住民皆さんの声から活動を考え、スタートします。

- ①まずは地域の心配ごとや困りごと等の課題を吸い上げます。
- ②次に地区社協会長会を通じて、市内の情報共有を図り、方向性を検討します。
- ③そして、市全域での支援の仕組みづくりを考えます。

この他にも、本会職員が座談会の場やふれあいサロンへ訪問し、地域の皆さんから直接お話を伺い、福祉活動を展開していきます。

●福祉委員の役割●

1

みつける

見守り・声かけによる「生活・福祉課題」の発見

2

しらせる

専門機関・専門職へ連絡
相談

3

つながる

地域活動への参加・協力

4

ひろめる

福祉に関する情報の提供や
啓発等

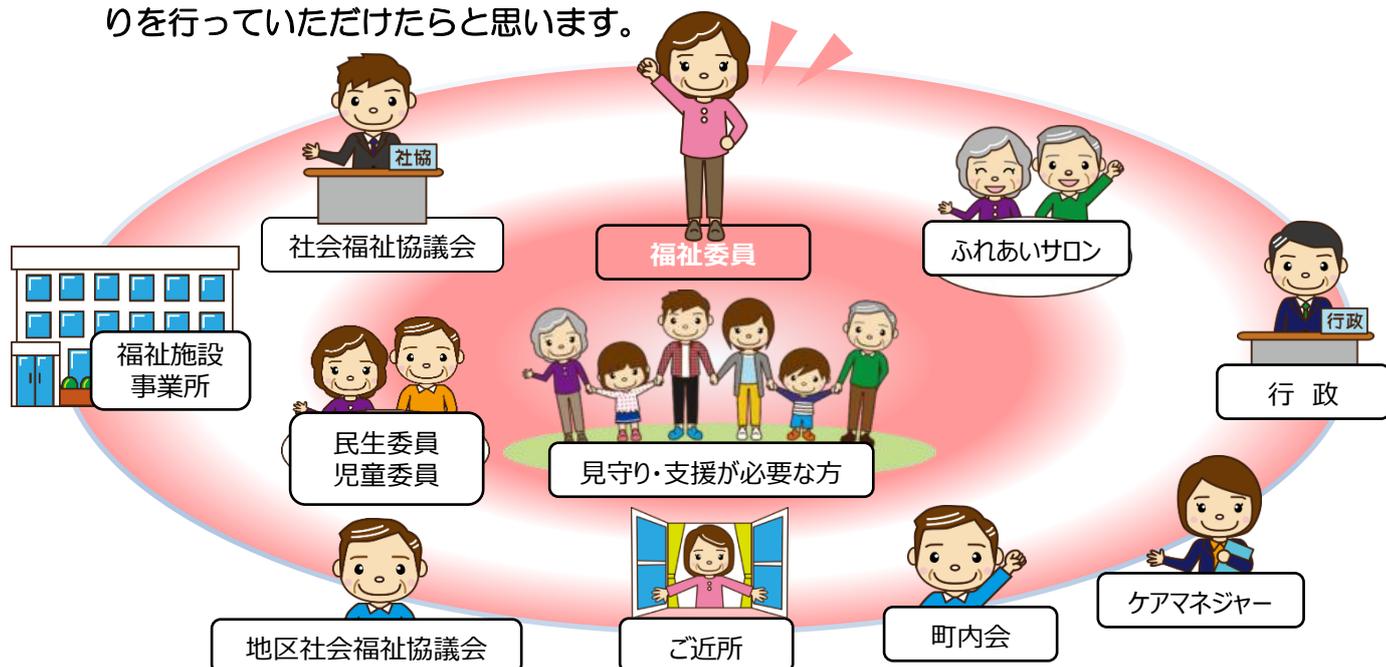
5

ささえあう

社協会費・共同募金への協力
による活動支援

●地域における見守りのイメージ図●

地域の中で、困りごとを抱えている方が、孤立することなく安心して暮らすためには、地域の方が協力して見守っていく体制が必要です。福祉委員さんはその一人として、地域の役員や関係機関と協力しながら身近な地域の困りごとの発見や見守りを行っていただけたらと思います。



みつける

日頃からの近所づきあいや訪問などを通して 「福祉の困りごと」を早期に発見

日常の生活の中で、無理なくできる範囲での見守りや声かけをおこなうことで、住民の「生活課題・福祉課題」を早期に発見することができます。

【見守りのポイント例】

- 最近、顔をみかけない
- 新聞や郵便物等がたまっている
- 見慣れない人が出入りしている
- 小さい子どもが一人で外にいる
- 平日、学校に行っていない子どもを見かける
- 夜、いつもついているはずの電気がついていない



みつける・活動事例

地域の方から、ご近所にお住まいの生活にお困りのひとり暮らし高齢者 A さんについて社会福祉協議会に相談があり、地域の福祉委員に日頃の見守りと回覧を活用して生活相談支援センター窓口の紹介をお願いしました。その後、回覧を見た高齢者の A さんは生活相談支援センターや地域包括支援センターに相談され、現在は継続的な支援を受けることで生活環境に変化が見られるようになりました。



しらせる

活動の中で見つけた「福祉の困りごと」や気がかりなことなどを民生委員児童委員・社会福祉協議会・専門機関などへ連絡・相談

小地域ケア会議は、地区社協単位で開催しています。自分たちの地域を住みやすくするためにどうしたら良いのか、自分たちで考えていく話し合いの場です。

平成 25 年度より、各地域で順次立ち上げながら取り組んでおり、福祉委員さんには重要な構成メンバーとして参加していただいています。



活動例

地域で福祉マップを作成して、見守りが必要な方の確認、災害の時期には周辺で危険な個所の確認、認知症や消費者被害などについての研修を行ったり、地域で気になる方がいた場合どこに相談すれば良いのかなどの情報共有を行っています。

しらせる・活動事例

福祉委員の B さんから、「近隣のひとり暮らしで障がいも疑われる C さん宅へ、最近訪問販売のセールスマンが頻繁に出入りしているが、何か手助けできる方法はないだろうか」と社会福祉協議会へ相談がありました。後日、担当職員が、家を訪ねると訪問販売で購入したと思われる物品が多数あったため、すぐにクーリングオフの手続きを行なうことができました。

つながる

地区社協活動やふれあいサロン活動など、地域で行われている地域活動に参加・協力

ふれあいサロン活動は、「ひとり暮らし」「家に閉じこもりがちな高齢者」「障がい者やその家族」「子育て中の親」等、社会的孤立・不安を抱えやすい人々を含めた地域住民が、交流を通してご近所のつながりを深めていく活動です。コミュニティや集会所・公民館等、徒歩で気軽に立ち寄れる場所で行われています。

サロン活動を地域の中の見守りや支え合い活動の拠点と考えて、出来る範囲でご協力をお願いいたします。



立ち上げのお手伝い
をします。
ご相談ください！



皆さんの地域に出か
けて行きます。お声
かけください！



多世代交流
移動遊び場
「プレーカー」
子どもひろばの開催
開催場所の提供など

ひろめる

住民の方に福祉に関する情報の提供や啓発等

社協では、福祉に関する情報を広めるため、年6回（偶数月）広報誌「ふくしのわ」を発行しています。配布していただく時に直接顔を合わせることで、馴染みの関係ができ、市民の方にとっては気軽に相談できる安心にもつながります。



広報誌「ふくしのわ」(概要)

- 発行日
2カ月に1回（偶数月）、第3金曜日に発行
- 発行部数
約13,000部（各戸配布）
- 掲載内容
社協からのお知らせ、市民の方からの投稿、ボランティア情報、福祉に関する情報等を掲載しています。

『ひとり暮らしのあの人…』 広報配布の際に、一声かけて頂くと話し掛けやすいのではないのでしょうか？



住民に必要な「福祉に関する情報を広める」こと、
例えば・・・

- ・訪問活動により、熱中症や悪徳商法への注意喚起等、その時々に必要な情報提供
- ・掲示板を活用して福祉関係の情報チラシやポスターを貼り、地域の皆さんに情報提供 など

ささえあう

社協会員会費・共同募金への協力

住民のみなさんからお寄せいただいた会費・募金によって、地区社協の活動・ふれあいサロン・子育てサロン・ボランティア事業など、さまざまな地域福祉事業・活動ができています。

【社協会費の募集】

毎年、6月から7月にかけて瀬戸内市社協会員会費を募集しています。福祉委員やみなさんにご協力いただき、各戸および法人のみなさんをお願いをしています。

- 普通会員（個人） 1口 1,000円
- 特別会員（個人・法人） 1口 5,000円

※会費の40%は各地区社協を通じて各地区で様々な福祉活動に活用されています。子どもから高齢者まで障がいがある方もない方も誰でも安心して暮らせる地域づくりに役立てられています。

【赤い羽根共同募金への協力】

毎年10月から12月にかけて赤い羽根共同募金運動が全国的に行われます。瀬戸内市では、各戸への募金のお願いについて、福祉委員のみなさんにご協力をお願いしています。

※共同募金は、各地区での様々な福祉活動に役立てられています。その他、市内のまちづくりや福祉活動に取り組む団体への助成、災害時への積立金にも活用されています。



福祉委員の心構え

— 6か条 —

第1条 無理せず、できる範囲での活動を始めてください。

活動の第一歩は日常的な見守りです。地域で生活する中で、無理せず、できることから始めてください（例：社協通信配布時に声をかける）。

第2条 問題は、ひとりで抱え込む必要はありません。

活動中での問題・課題は、民生委員児童委員や社会福祉協議会、行政等関係機関と連携して問題解決に努めましょう。

第3条 相手の気持ちになって。

難しいことですが、大切なことです。相手を尊重することを忘れないようにしましょう。

第4条 活動の中で知った秘密は、きちんと守りましょう。
（守秘義務）

福祉委員も地域に住む住民の一人です。お互いの信頼関係を大切にしてください。

第5条 民生委員児童委員と顔なじみに。

小地域の活動では、民生委員児童委員との協力関係が大切です。まずは、担当地区の民生委員に相談できる関係を築きましょう。

第6条 福祉の情報や制度に関心を。

任期中は、社会福祉協議会から「福祉委員だより」で「福祉」に関する様々な情報をお届けします。関心のある研修会等があれば参加してみてください。

瀬戸内市社協の活動紹介！

■ ボランティア・市民活動センター ■

主にボランティア活動に対する活動支援を実施し、地域内の支え合い関係や繋がりの構築を行います。

- ・ボランティア活動保険の受付
- ・出前福祉講座
- ・夏のボランティア体験
- ・生活支援サポーターの養成及び調整
- ・福祉協力校活動支援
- ・災害ボランティア活動支援や研修 等



■ 日常生活用具貸出事業 ■

けがや病気で一時的に車いすが必要になった方に対して、貸し出しを実施しています。



■ ふれあいサロン ■

誰もが歩いて行ける範囲で開催され、交流やふれあい、見守りを目的に実施しています。

(子育て親子のサロン含む)



■ 日常生活自立支援事業 ■

判断能力の不十分な方に対し、金銭管理や福祉サービスの利用支援を実施する事業です。



■ 赤い羽根共同募金運動 ■

瀬戸内市共同募金委員会を立ち上げ、「自分のまちを良くする」ことを目的に毎年10月から12月に実施しております。

- ・街頭募金/イベント募金
- ・戸別募金/法人募金
- ・学校募金/職域募金
- ・まちづくり福祉活動への助成 等

■ 生活福祉資金貸付事業 ■

低所得者や高齢者、障がい者世帯に対し、経済的に支え、社会参加の促進を図ることを目的とした貸付事業です。

- ・総合支援資金
- ・福祉資金
- ・教育支援資金 等



■ その他 ■

- ・各種福祉団体及び当事者団体等支援
- ・見守り体制支援事業
- ・法人後見事業
- ・広報活動事業
- ・地域・子ども食堂の推進
- ・社協会員会費制度
- ・社会福祉法人との連携による包括的支援体制の推進
- ・災害ボランティアセンター設置・運営訓練
- ・フードバンク 等

福祉委員活動に関する



Q1 福祉委員と民生委員児童委員の活動の違いは？

A 同じように見守り活動等を行いますが、それぞれの制度の中で活動しています。また、民生委員児童委員の活動は行政への協力等、多岐に渡ります。

瀬戸内市では、民生委員児童委員の約4倍の方々が福祉委員として活動しており、より小さな範囲で見守りができるという点が大きな違いです。網目の細かい見守りや連携を行うことで、課題の早期発見につながります。

Q2 他の委員と同様に活動に対する手当はもらえますか？

A ボランティア活動の視点から、現在福祉委員さん個人に対する手当の支給は実施しておりません。ただし、皆様が所属する各地区社協へ「福祉委員研修費」として、お一人様につき5,000円をお渡ししています。地区社協の研修等へ積極的なご参加をお願い致します。

Q3 福祉委員活動中にケガや事故があった場合は補償されますか？

A 福祉委員の皆様は、本会の負担により「ボランティア活動保険」へ加入をしています。事故やケガ等があった場合は、直ちに本会へお知らせください。

ただし、車両の事故等は補償されません。補償内容につきましては、地区社協総会や研修会で配布しているパンフレットをご参照ください。

※新型コロナウイルス感染症も補償の対象となります。

Q4 任期終了後の後任の福祉委員はどのように選出すればいいですか？

A 地域の実情にもよりますが、自治会・町内会等の総会で選出される場合が多いです。地域内で福祉活動ができる方を選出して頂き、引き継ぎをお願いします。

尚、事務手続きとしましては、本会より現任の福祉委員さんへ推薦文を送付致します。決まり次第、ご記入いただき返送をお願い致します。



最後に “先輩福祉委員からメッセージ”

- ◆福祉委員になることは、地域のことを“知り”“考える”きっかけになります。
- ◆広報誌の配布はポストに入れる方が楽です。でも、相手と顔を合わせて会話することでいろいろな情報が入り、互いに距離も近くなります。
- ◆とにかく2年間“楽しむ”ことです。無理はせず、自分のペースでできることに勇気をもってぜひチャレンジしてみてください。(2年間はあっという間です)

【社協の相談窓口】

■ 社会福祉協議会事業に関すること

- 地区社協・福祉委員・ふれあいサロン・ボランティア等に関すること
(本所) 電話：0869-22-2940 FAX：0869-22-1850
メールアドレス：info@setouchisyakyo.or.jp
- (牛窓出張所) 電話：0869-34-6924 FAX：0869-34-6924
メールアドレス ushimado@setouchisyakyo.or.jp
- (長船出張所) 電話：0869-26-3100 FAX：0869-26-3386
メールアドレス osafune@setouchisyakyo.or.jp

■ こどもの外遊びに関すること

- 移動遊び場「プレーカー」の運行やこどもひろば開催等
電話：0869-22-2682 FAX：0869-22-1850
メールアドレス kodomohiroba@setouchisyakyo.or.jp

■ 生活・家計などに関する相談

- 生活相談支援センター
電話：0869-24-7714 FAX：0869-22-1850
メールアドレス life@setouchisyakyo.or.jp

■ ひきこもりに関する相談

- ひきこもりサポートセンターひなた
電話：0869-24-8650 FAX：0869-22-1850
メールアドレス hinata@setouchisyakyo.or.jp

■ 権利擁護（虐待や成年後見制度など）に関する相談

- 権利擁護センター（ほっと♡せとうち）
電話：0869-24-7711 FAX：0869-22-1850
メールアドレス kenri@setouchisyakyo.or.jp

■ 高齢者に対するサービスの紹介・相談

- 地域包括支援センター（担当区域：瀬戸内市全域）
電話：0869-24-0001 FAX：0869-24-0061
メールアドレス houkatsu@setouchisyakyo.or.jp

協力機関（ブランチ）

- 在宅介護支援センターAJISAI（あじさい）（担当区域：牛窓地域）
電話：0869-34-6368
- 邑久在宅介護支援センター（担当区域：邑久地域 但し、裳掛地区以外）
電話：0869-22-9503
- ㈱香福 かおり（担当区域：邑久町裳掛地区）
電話：0869-25-0035
- 長船荘在宅介護支援センター（担当区域：長船地域）
電話：0869-26-4772



【どうぞお気軽にお問合せ下さい】



社会福祉法人 瀬戸内市社会福祉協議会

本 所 ☎ (0869) 22-2940

牛窓出張所 ☎ (0869) 34-6924

長船出張所 ☎ (0869) 26-3100

ホームページ : <https://setouchisyakyo.or.jp>



SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)でタイムリーな情報を発信中!

 facebook



 twitter



 Instagram



 LINE



瀬戸内市社会福祉協議会のイベントや取り組み等様々な情報を配信中です。是非左記 QR コードからアクセスしてみてください。

【令和5年4月発行】